

●パートナーシップの宣誓により利用可能な市の制度・手続き

(令和5年7月18日現在)

制度・手続きの名称	内容	受領証等の提示必要	受領証等の提示不要	担当課
同一世帯での住民登録 (パートナーの続柄を「縁故者」にする場合)	生計が同一であれば、パートナーの住民票上の続柄を「縁故者」として、同一世帯で住民登録することができます。	○		市民部 戸籍住民課 TEL:21-3173
家族介護用品給付事業	パートナーの方も対象者としてサービスを受けることができます。	○		保健福祉部 高齢福祉課 TEL:21-3081
家族介護慰労事業	パートナーの方も対象者としてサービスを受けることができます。	○		
両親学級	パートナーも配偶者と同等として参加することができます。		○	子ども未来部 母子保健課 TEL:32-1533
市営住宅の入居申込等	パートナーとの入居申込、同居申請をすることができます。 (入居資格の要件を満たす必要があります。)	○		都市建設部 住宅課 TEL:21-3382
特定公共賃貸住宅の入居申込等	パートナーとの入居申込、同居申請をすることができます。 (入居資格の要件を満たす必要があります。)	○		問い合わせ先 (一財)函館市住宅都市施設公社 TEL30-3122

●パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な市の制度・手続き

制度・手続きの名称	内容	担当課
同一世帯での住民登録 (パートナーの続柄を「縁故者」にする場合を除く)	生計が同一であれば、パートナーと同一世帯として、住民登録をすることができます。 ※住民票上のパートナーの続柄は、「同居人」となります。	市民部 戸籍住民課 TEL:21-3173
火葬埋葬手続き	同居している場合、同居者として火葬埋葬の手続きをすることができます。	
同一世帯としての国民健康保険への加入	住民票上同一世帯であれば、パートナーと同一世帯として、国民健康保険に加入することができます。	市民部 国保年金課 TEL:21-3150
函館市福祉サービス苦情処理制度の申立人の範囲	パートナーも配偶者と同等として制度を利用することができます。	保健福祉部 管理課 TEL:21-3297
要介護認定申請	パートナーの方も代理申請をすることができます。	保健福祉部 介護保険課 TEL:21-3285
生活保護	同居し、生計を同一にしている場合、パートナーも同一世帯として申請、受給することができます。	保健福祉部 生活支援課 TEL:21-3285
DV相談	パートナーからの暴力(DV)についても相談できます。	子ども未来部 子育て支援課 TEL:21-3010
認定子ども園等において、同性パートナーを送迎者として承認	パートナーの子どもの保護者として認定子ども園等で送迎することができます。	子ども未来部 子どもサービス課 TEL:21-3270
保育給付認定等申請(同性パートナーを保護者として申請)	パートナーの子どもの保護者として利用申込みをすることができます。	
就学相談	監護者の同意がある場合、パートナーの子どもの保護者として利用申込みをすることができます。	教育委員会学校教育部 北海道教育センター TEL:57-8251
救急車への同乗	救急搬送される際、パートナーも救急車に同乗することができます。	消防本部 庶務課 TEL:22-2142